



令和 5 年度から研修を開始する 臨床研修医の募集定員調整（案） について

2022/3/29（火）

令和 3 年度第 3 回神奈川県医療対策協議会

○ 本日も議論いただきたい内容

- ・ 令和5年度から臨床研修を開始する臨床研修医に係る県内臨床研修病院（59病院）の**受入定員の配分調整**について、事務局（案）のとおり決定してよいか。



【目次】

- 1. 臨床研修定員調整業務の概要**
- 2. 令和5年度分調整におけるこれまでの経過**
- 3. 県定員調整方法について**
 - (1) 各病院の基本配分の算出**
 - (2) 各病院の調整分の算出**
 - (3) 定員上限枠外分の算出**
- 4. まとめ**
- 5. その他**
- 6. 今後のスケジュール**



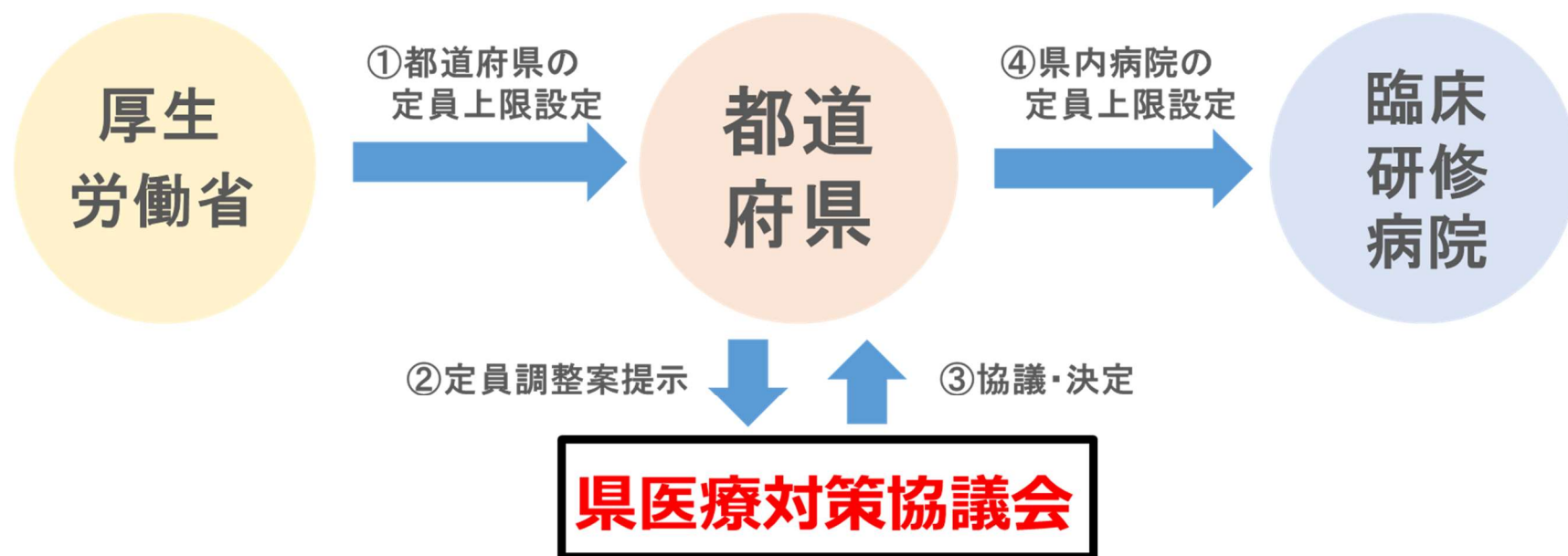
1. 臨床研修定員調整業務の概要

1. 臨床研修定員調整業務の概要

令和3年度第2回
医療対策協議会説明内容



- 都道府県は、厚生労働省が設定した各都道府県の臨床研修医定員上限に基づき、医療対策協議会で協議の上、各病院の臨床研修医の定員上限を決定する。





2. 令和5年度分調整における これまでの経過

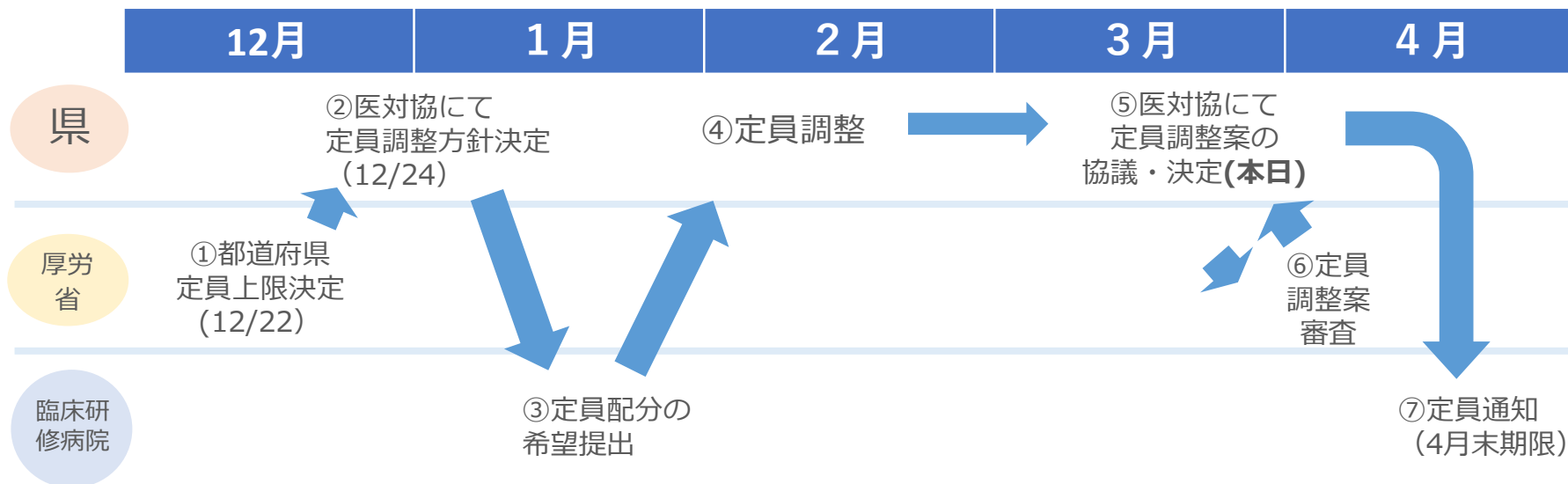
2. 令和5年度調整におけるこれまでの経過

令和3年度第2回
医療対策協議会説明内容



- ・ 前回医療対策協議会（R3.12.24開催）において、令和5年度分定員調整は、前年度までの調整と同様、**厚労省から示された募集定員上限**を基準に、**各病院の基本配分と調整分**を算出し、調整を行う旨決定された。

○ 定員調整のスケジュール



2. 令和5年度調整におけるこれまでの経過

○ 厚労省から示された本県の募集定員上限

⇒ 国当初配分643人 + コロナ禍による特例配分5人 ※1 = **648人** (前年度比▲9)

		R2	R3	R4	R5
定員上限	国当初配分	697	657	652	643
	コロナ禍による特例配分	-	5	5	5
	計	697	662	657	648
前年比			▲35	▲5	▲9

※1 新型コロナ対策に都道府県のリソースが割かれている状況を考慮し、令和4年度の募集定員 > 令和5年度の募集定員となる都道府県に定員を5枠追加する特例制度。本県もその対象。

2. 令和5年度調整におけるこれまでの経過

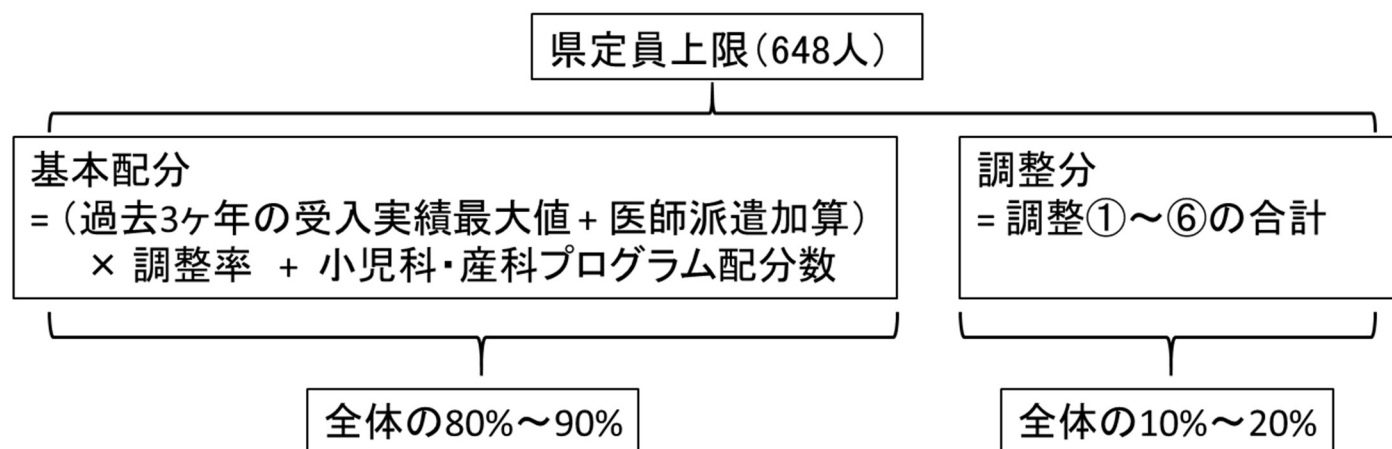
令和3年度第2回
医療対策協議会説明内容



○ 前回医療対策協議会での決定事項

⇒ 令和5年度の定員調整について、下記の前年度までの調整に従い、定員配分を行う旨が協議・承認された。

(前年度までの調整) 厚労省から示された募集定員上限を、以下の全体像のとおり、各病院への基本配分と調整分の2段階に分けて配分する。





3. 県定員調整方法について

- (1) 各病院への基本配分の算出
- (2) 各病院への調整分の算出
- (3) 定員上限枠外分の算出

3. 県定員調整方法について

○ 基本配分と調整分の割合の決定

⇒ 基本配分が例年と同等程度となるよう調整率を設定した。

⇒ **基本配分566人 調整分82人** となる。

	R3年度	R4年度	R5年度 (今年度調整)
各病院基本配分の合計	572人	567人	566人
各病院調整分の合計	90人	90人	82人 ※2
本県の募集定員上限	662人	657人	648人 ※1

※1 国当初配分(643人) + コロナ禍における特例配分(5人) = 648人

※2 令和5年度の定員上限に対する調整分の割合は $(82/648) = 12.7\%$ となる。

基本配分と調整分の比率は基本的に前年度と同等になるよう設定するが、基本配分の(過去3か年受入実績最大値 + 医師派遣加算) × 調整率の計算を各病院ごとに行うことによる小数点以下の端数処理の影響で全く同率にすることが出来ないため、設定可能な比率の中で前年度と最も近い上記の比率を設定した。

3 (1) 各病院の基本配分の算出

令和3年度第2回
医療対策協議会説明内容



○ 基本配分（566人）の算出について

計算式 = (過去3か年受入実績最大値 + 医師派遣加算)
× 調整率 + 小児科・産科プログラム枠（32枠）

⇒ 各病院ごとに上記の計算を行い、
各病院ごとの基本配分数を算出

(参考)

○過去3か年受入実績最大値：
各病院の臨床研修医受入数のうち
過去3か年で最大の値

○医師派遣加算：
県内他病院へ医師を多数派遣してい
る病院に対する救済的な配分

○調整率：
県全体の基本配分の人数が設定した
566人となるよう率を設定し全病院
一律に適用する。

3 (2) 各病院の調整分の算出

令和3年度第2回
医療対策協議会説明内容



○ 調整分（82人）の算出について

⇒ 県が算定要素を調整①～⑥まで、
独自に設定し算定を行う。

調整分①～⑤ ⇒ 前回医療対策協議会で了承のあった調整要素に基づき、
機械的に算出する。

調整分⑥ ⇒ 調整⑤までの結果を踏まえ、前回医療対策協議会で了承の
あった視点をを用いて総合的に考慮し残枠を調整する。

3 (2) (a) 調整分①②の算定と配分数

【調整分：82枠】

調整分① 直近年度（R3）受入実績による加算

「基本配分」と「R3年度受入実績」の差に1/2を掛けた数値を加算する。

【調整数31】

調整分② 過去3か年平均受入実績による加算

調整①の結果、前年度定員を下回っている病院について、
「基本配分」と「過去3か年平均受入実績」の差に1/2を掛けた数値を加算する。

【調整数29】

3 (2) (b) 調整分③の算定と配分数

調整分③ 小児科・産科プログラムの受入実績による減算

過去3か年の小児科・産科プログラムは各病院定員4人を持っているが、研修医平均受入数に応じて、以下のとおり一般枠から減算する。

(平均受入数が3名以上=減算無し | 3名未満=減算1)

【調整数▲3】

	病 院 名	過 去 3 か 年 平 均 受 入 数	減算数		病 院 名	過 去 3 か 年 平 均 受 入 数	減算数
2	昭和大学藤が丘病院	4.0名	0	25	湘南鎌倉総合病院	2.0名	▲1
11	横浜市立大学附属病院	3.3名	0	30	東海大学医学部附属病院	4.0名	0
13	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	3.3名	0	34	北里大学病院	2.0名	▲1
15	聖マリアンナ医科大学病院	1.0名	▲1	52	昭和大学横浜市北部病院	4.0名	0

3 (2) (c) 調整分④⑤の算定と配分数

調整分④ 過去3カ年受入実績による減算

過去3カ年受入実績最大値が、前年度調整の過去3カ年受入実績最大値と比較して、4名減少する毎に1名分を減算する。

【調整数0】

調整分⑤ 過去3カ年内定者数（率）による加算

調整分④までで前年度定員数に満たない病院のうち、過去3カ年内定者率が100%
過去3カ年内の欠員が1名のみ、かつ過去3カ年内の配分調整において定員が減少した病院について、定員が減少する要因となった欠員が国家試験不合格等によるものだった場合、1加算する。

【調整数5】

3 (2) 各病院の調整分の算出

○ 調整分 ①～⑤ (62人)

	調整要素	調整要素として設定した目的	各調整分で調整された数
調整分 ①	直近年度の受入実績による加算	最重要視すべき受入実績の要素を多面的に評価するため	31
調整分 ②	過去3か年平均受入実績による加算		29
調整分 ③	小児科・産科プログラム受入率による減算	欠員率の高い小児科・産科プログラムの受入を促すため、受入率に応じてペナルティーを課す	▲3
調整分 ④	過去3か年受入実績が著しく減少した場合の減算	著しく欠員数を出した病院に対するペナルティー	0
調整分 ⑤	内定率による加算	定員を充足したのに、内定者から国家試験不合格者が発生したことによって受入実績が100%とならなかった病院に対する救済措置	5

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

○ 調整分⑥ (20人)

- ・ 前回医療対策協議会で決定された以下の視点を考慮し、調整を行う。

- 視点 (1) (原則) 算定定員数が、病院の希望定員若しくは前年度定員と、
調整⑤までの配分結果と一致している場合は、調整対象としないことを基本とする。
- 視点 (2) (減算) 病院が定員減の意向を提示した場合は尊重する。
- 視点 (3) (加算) 激変緩和 (前年度定員から大幅減とならないよう配慮)
- 視点 (4) (加算) 受入実績の維持状況
- 視点 (5) (減算) 過去3か年の平均受入数・直近年度の受入数 (率)
- 視点 (6) (加算) 過去3か年マッチング数 (率)
- 視点 (7) (加減算) 系列病院間のバランス
- 視点 (8) (加算) 直近の常勤指導医数 (率)

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

- 各視点を考慮するにあたって、以下のとおり、減算を行う視点をまず考慮した後、加算を行う視点の考慮を行い、残枠を視点(3)激変緩和により調整することとしたい。

ステップ①減算視点の考慮

視点(2)

病院が定員減の意向を提示した場合は尊重する。

⇒条件に該当する病院がないため、考慮しない。

視点(5)

過去3か年の平均受入数・直近年度の受入数(率)

⇒スライド20で算定

視点(7)

系列病院間のバランス

⇒系列病院間で配分の一貫性を欠く病院がないため、減算加算双方において考慮しない。

ステップ②加算視点の考慮

視点(4)

受入実績の維持状況

⇒スライド21、22で算定

視点(6)

過去3か年のマッチング数(率)

視点(8)

直近の常勤指導医数(率)

⇒主に受入実績で優劣を付け難い病院間の比較が必要な際に用いる視点であるが、今年度はそれらの病院が前年度定員と一致しており調整の必要がないため、考慮しない。

ステップ③激変緩和の考慮

視点(3)

激変緩和の調整

⇒スライド23で算定

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

視点 (5) (過去3か年平均受入数による調整)

- 直近年度受入実績 (R3年度) の欠員が存在し、調整⑤までの配分数が過去3か年平均受入数を上回っている病院に対し、過去3か年平均受入数と比較し、(調整⑤までの配分数 - 過去3か年平均受入数) の値 (端数切捨) を減算する。
- 対象 (4病院)

NO	病院名	調整⑤までの配分数 (α)	過去3か年平均受入数 (β)	視点(5)における減算数 (α) - (β) (端数切捨)
11	横浜市立大学附属病院	47	44.3	▲2
13	横浜市大附属市民総合医療センター	49	48	▲1
30	東海大学医学部附属病院	43	41.3	▲1
34	北里大学病院	44	39	▲5

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

視点 (4) (受入実績の維持状況) による調整

・直近受入実績 (R3年度) に欠員が無く、かつ調整⑤までの定員配分数が前年度枠内定員を下回っている病院について、前年度 (R4年度) 定員と同数になるよう加算する。

・対象 (26病院) (1/2)

NO	病院名	調整⑤までの配分数	前年度定員数	視点(4)による配分数	NO	病院名	調整⑤までの配分数	前年度定員数	視点(4)による配分数
1	横浜労災病院	14	15	1	21	日本医科大学武蔵小杉病院	11	12	1
3	けいゆう病院	4	5	1	23	横須賀共済病院	11	12	1
7	国際親善総合病院	2	3	1	24	横須賀市立市民病院	3	4	1
8	済生会横浜市南部病院	10	11	1	25	湘南鎌倉総合病院	18	19	1
16	関東労災病院	11	12	1	26	藤沢市民病院	10	11	1
18	日本鋼管病院	3	4	1	27	湘南藤沢徳洲会病院	14	15	1
20	川崎市立井田病院	4	5	1	28	平塚市民病院	10	11	1

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

視点 (4) (受入実績の維持状況) による調整

・対象 (26病院) (2/2)

NO	病院名	調整⑤までの配分数	前年度定員数	視点(4)による配分数
31	大和市立病院	2	3	1
32	海老名総合病院	6	8	2
36	厚木市立病院	4	5	1
37	横浜旭中央総合病院	5	6	1
44	伊勢原協同病院	3	4	1
46	東戸塚記念病院	2	3	1

NO	病院名	調整⑤までの配分数	前年度定員数	視点(4)による配分数
47	東名厚木病院	4	5	1
48	大船中央病院	3	4	1
49	足柄上病院	3	4	1
50	横浜中央病院	3	4	1
53	聖隷横浜病院	4	5	1
57	湘南厚木病院	3	4	1

【残枠 2】

3 (2) (d) 調整分⑥ の考え方

視点 (3) (激変緩和) による調整

- ・ ここまでの定員枠内配分が前年度より減少している病院に対し、
(前年度定員に満たない数 ÷ 前年度定員) の値が大きい病院順に残りの枠(2枠) がなくなるまで1枠ずつ加算する。

NO	病院名	ここまでの調整における配分数 (α)	前年度定員 (β)	前年度定員に満たない数 (β) - (α)	前年度定員に満たない数 ÷ 前年度定員 ((β) - (α)) ÷ (β)	視点 (3) における加算数
14	帝京大学附属溝口病院	9	11	2	0.18	1
15	聖マリアンナ医科大学病院	38	41	3	0.073	1
30	北里大学病院	39	42	3	0.071	0
11	横浜市立大学附属病院	45	47	2	0.04	0
13	横浜市大附属市民総合医療センター	48	49	1	0.02	0

⇒ 定員枠内配分終了 23

3 (3) 県定員上限枠外分の算出

○ 最低配分数に満たない病院に対する配分

- 基本配分 & 調整分の算定の結果、定員配分が1名となった病院に対しては、最低配分数である**2名となるよう定員枠外**で加算する。
(国の規定による)

- 対象病院 (以下の4病院)

NO	病院名	調整⑥ までの 配分数	定員枠外 加算分	最終的な 配分数
39	戸塚共立第一病院	1	1	2
51	汐田総合病院	1	1	2
55	秦野赤十字病院	1	1	2
59	山近記念総合病院	1	1	2



4. まとめ

4. まとめ

○ 本県の最終的な定員上限

⇒ 国当初配分（643人） + コロナ禍による特例配分（5人） = 648人

648人 + 定員上限枠外加算分（4人） = **652人**（前年度比▲9）

		R2	R3	R4	R5
定員上限	国当初配分	697	657	652	643
	コロナ禍による特例配分	-	5	5	5
	定員上限枠外加算分	-	1	4	4
	計	697	663	661	652

4. まとめ

○ 前年度定員から増減のある病院一覧（下記に記載のない病院は前年度と同数の配分）

NO	病院名	R4年度定員	R5年度定員案	増減数
34	北里大学病院	42	39	▲3
11	横浜市立大学附属病院	47	45	▲2
15	聖マリアンナ医科大学病院	41	39	▲2
14	帝京大学附属溝口病院	11	10	▲1
30	横浜市大附属市民総合医療センター	49	48	▲1
			県合計	▲9

5. その他

○ 基礎研究医プログラム

⇒ 基礎医学に意欲のある学生を対象に、臨床研修と基礎研究の両立を可能とする基礎研究医プログラムの募集が令和4年度臨床研修分より開始された。
希望する大学病院の本院のみが申請可能。

⇒ 臨床研修定員上限とは別に、厚労省から直接枠が配分される

本県の基礎研究医プログラム定員配分病院（令和5年度分）

病院名	配分定員
横浜市立大学附属病院（今年度新規）	1
聖マリアンナ医科大学病院	1

6. 今後のスケジュール

3月29日(火) (本日) 医療対策協議会で定員調整案協議

4月15日(金)期限 県⇒厚労省に定員案提示

4月29日(金)期限 県⇒県内臨床研修病院に定員通知

6月中旬 令和5年度臨床研修マッチング開始